

京都市行政手続条例の一部を改正する条例(平成27年3月27日京都市条例第50号)
(行財政局総務部法制課)

行政手続法の一部が改正され、国民の権利利益の保護の充実を図るため、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導（国が行うものに限る。）を求める制度が整備されること等に準じ、条例等に基づく処分又は本市が行う行政指導について、次に掲げる制度を整備することとしました。

1 処分権限を背景とする行政指導に係る根拠の明示（第35条第2項関係）

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、本市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限行使し得る根拠を示さなければならないこととします。

2 違法な行政指導の中止等の求め（第37条関係）

法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置を講じることを求めることができます。

3 処分又は行政指導の求め（第39条関係）

何人も、①条例等に違反する事実がある場合においてその是正のためにされるべき処分又は②法令若しくは条例等に違反する事実がある場合においてその是正のためにされるべき行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する行政庁又は本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができます。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

京都市行政手続条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市条例第50号

京都市行政手続条例の一部を改正する条例

京都市行政手続条例の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第31条～第37条）」を

「第4章 行政指導（第31
第5章 処分等の求め（第

条～第38条）

に、「第5章」を「第6章」に、「第38条」を「第40条」に、「第6
39条）」

章」を「第7章」に、「第39条・第40条」を「第41条・第42条」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「第4章」を「第5章」に改め、同条第
1号中「一」を「いずれか」に改める。

第34条中「処分（法令に基づくものを含む）の右に「。以下同じ」を加える。

第35条第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項を同条第4項とし、同条
第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1
項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、本市の機関が許認可等をする権限
又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対し
て、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第40条を第42条とし、第39条を第41条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第38条を第40条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

第39条 何人も、条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされる
べき処分がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、

その旨を申し出て、当該処分をすることを求めることができる。

2 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該行政指導をする権限を有する本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導をすることを求めることができる。

3 前2項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をするものの氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者名並びに事務所又は事業所の所在地）
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令又は条例等の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

4 当該行政庁又は本市の機関は、第1項又は第2項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第4章中第37条を第38条とし、第36条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第37条 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置を講じることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をするものの氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者名並びに事務所又は事業所の所在地）
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該本市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「第35条第3項」を「第35条第4項」に、「第35条第2項」を「第35条第3項」に改める。

(行財政局総務部法制課)